

町民の皆さまへ

町内の高齢者施設においてクラスターが発生しました。2月25日に施設職員1名の感染が判明したことから、翌日までに職員21名、利用者10名、合計31名の検査をしたところ、利用者2名の陽性が確認されました。3月2日に2回目の一斉検査で、新たに職員1名、利用者1名の陽性が確認され、合計5名となりクラスターとの認識がなされました。施設におきましては、定期的な一斉検査をはじめ、感染拡大防止対策の徹底を進めております。

町民の皆さまには、感染された方々やそのご家族、そして私たちの健康と日々の暮らしを守るために医療・福祉・介護施設で懸命に働いている方やそのご家族に対して、不当な差別や偏見がなされることのないよう、ご理解とご配慮をお願いいたします。誰もが感染者になり得ることを冷静に受け止め、お互いを思い合う気持ちを忘れないようにしましょう。

県内そして、町内の新規感染者の確認が続いている現状にあります。また例年、3月から4月にかけては、各種行事が開催されるなど、人の移動が活発になります。町民の皆さまには、今後も気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いいたします。発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医や発熱外来、受診相談センターへご相談ください。

医療従事者向けのコロナワクチン接種が県内において開始されました。町民の皆さまへの接種につきましては、町へワクチンが届き次第、速やかに開始できるよう体制を整えております。接種の詳細は、決定した事項から随時お知らせするとともに、対象者には、個別に通知でご案内する予定です。今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

新型コロナウイルスワクチンの接種について

現在、国からの指示のもとワクチン接種の準備を進めています。ワクチン接種券の発送、予約開始日等については調整中ですので、お手元に届くまでしばらくお待ちください。

時期	接種完了までの流れ
4月上旬～	①ワクチン接種券が自宅に郵送で届きます。 ※今回は『令和3年度中に65歳以上に達する方』が対象です。 ②ワクチン接種券に同封した案内を確認し、両沼地方コロナワクチンコールセンターに電話し接種予約をします。
4月中旬～	③接種予約した日程で接種を受けます。 ※4月12日（月）から高齢者向けの優先接種がスタートします。町の接種開始日については、ワクチンの供給状況により決定します。

両沼地方コロナワクチンコールセンター



ナビダイヤル

0570-020-260

受付時間 平日（祝日除く） 午前9時～午後5時




現在、お問い合わせのみ受付中です。接種の予約はワクチン接種券が自宅に届いてからですので、ご注意ください。



感染症に関する相談窓口（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間（平日・土日祝日を含む）	☎0120-567-747
福島県一般相談（コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

新型コロナウイルス感染症 町内発生状況

会津坂下 新型コロナ発生状況 



スマートフォンで読み込んでください。

申請期限間近！

出生特別給付金の申請について

- 対象者** 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、会津坂下町の住民基本台帳に記録されたお子さん
- 給付額** 10万円 **申請・受給者** 対象者の保護者
- 申請方法** 該当される方に申請書を郵送します。通知文に記載された申請期限までに必要書類を添付し、申請してください。
- ※申請期限までに申請されないと受給できなくなりますのでご注意ください。
- 問/申込** 総務課 行政管理班 84-1503

『糸桜里の湯ばんげ』では新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています

感染症対策を徹底したうえで営業していますので、安心してご利用ください。また、昨年10月に全戸に配布しました「温泉利用券」をお持ちの方はご利用ください。

問 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金申請について【国支援金】

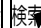
令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、売上げが50%以上減少した事業者は本支援金が該当となる場合があります

- 対象者** ①緊急事態宣言の発令地域の飲食店と取引があり影響を受けた事業者（例：受注減少など）
②発令地域での外出・移動自粛により影響を受けた事業者（例：緊急事態宣言区域からの来客減少など）

交付額 中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円

問/申込 一時支援金事業コールセンター ☎0120-211-240（平日・土日祝日含む 午前8時30分～午後7時まで）

※詳細は、QR読み込み

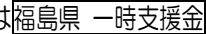
または 



売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）申請について【県支援金】

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に該当しない事業者の方で、福島県新型コロナウイルス緊急対策の影響により売上が減少した場合、本支援金が該当となる場合があります。交付要件などはホームページにてご確認ください。

交付額 20万円（1事業者あたり一律） **申請期限** 5月14日（金）

※詳細は、右記QRまたは  で検索してください。また、申請書のダウンロードも可能です。

※要項・申請書は、産業課 商工観光班（東分庁舎）に設置しています。

※なお、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国支援金】」を申請した場合、本支援金は申請できません。

問/申込 〒960-8043 福島市中町1-19 中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

福島県一時金コールセンター ☎024-521-8572（平日・土日祝日含む 午前9時30分～午後5時30分）



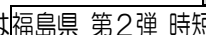
申請期限間近！

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾 時短営業協力金）

対象店舗 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）、酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）で、期間中、午後8時（酒類の提供は午後7時まで）から翌日午前5時までの営業自粛を行った店舗

営業自粛対象期間 2月8日（月）～14日（日） **交付額** 時短営業日数×1日4万円 ※最大 28万円

受付期限 3月31日（水） **申請書設置** 産業課 商工観光班（東分庁舎）

※詳細は、右記QRまたは  で検索してください。また、申請書のダウンロードも可能です。

問 福島県 新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口（協力金コールセンター）

☎024-521-8575（平日 午前9時30分～午後5時30分）

※第1弾の受付は3月10日（水）までです。



申請期限間近！

サーモグラフィ導入補助金

対象者 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

対象機器 設置型サーモグラフィ（カメラ・モニターその他必要機器）※町外支店・支所設置分は対象外

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限10万円 3台まで）

申請期限 令和3年3月31日（水）

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

提出先 〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲 3650 番地（郵送または持参）

問/申込 産業課 商工観光班（東分庁舎）☎83-5711 / FAX83-5713 E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

空気清浄機設置事業補助金

対象者 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業・個人事業主で、町税を滞納していない方

対象機器 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円 3台まで）